

アクティーひかわ(2月)

斐川町上直江2469番地 TEL 72-7411

開催日	開催時間	教室名	内 容	参加費
2・9・16・23(木)	19:00~20:00	エアロビクス教室	寒〜いこの時期！身体を動かして寒さを吹き飛ばしましょう！！	1,500円/月
	20:00~21:00			1,500円/月
7・14・21・28(火)	19:35~20:35			1,500円/月
3・10・17・24(金)	10:00~11:30	フォークダンス教室	楽しく踊って、健康づくりをしましょう。	1,400円/月
4・11・18・25(土)	14:00~16:00	ひかわdeにほんご教室	日本語を習いたい外国人の方々のための教室です。	無料
10(金)	13:30~15:30	絵手紙教室	冬を観察して、絵手紙を描いてみましょう。	500円(材料費別途)
11・25(土)	9:30~11:30	中国語教室	中国語を学んで、みんなで会話をしてみましょう。	8,000円/6ヶ月
18(土)	14:00~16:00	フラワーアレンジメント教室	アイディアいっぱいの洋風生花のノウハウをお教えます。	600円(材料費別途)

アクティーひかわフェスタ2012

◆と き/3月4日(日)

<作品展示 9:00~16:30>

洋裁・フラワーアレンジ・いけ花・絵手紙・ガラスアート など

9時~12時には、洋裁教室の無料体験コーナーがあります

★自分のためのミニボーチ作り★ 先着30名

<発表会 13:30~>

フォークソング・琴・なぎなた・フォークダンス・中国語教室 など

◆入 場 料/無料(全席自由)

◆おたずね/アクティーひかわ TEL 72-7411

斐川農村ふれあいセンターで みそを手づくりしませんか?



斐川農村ふれあいセンター(旧斐川町農村婦人の家)では、冬場に麹から手づくりできる、みそ加工を行うことができます。麹と塩加減はお好みでできます。自分好みのみそを手づくりしてみませんか。個人でもグループでも受け付けています。受け入れには限りがありますので、詳しくはおたずねください。

【使用料】みそ加工(原料大豆1kgあたり)250円

【申し込み・おたずね】斐川農村ふれあいセンター TEL 73-9225 または 斐川支所産業振興課 TEL 73-9220

親子に寄り添う 子育てサポーター

えがおになあれ
19

子どもたちが明るく元気に育つのを
見ると、未来に希望を感じます。
毎日を心豊かに過ごし、子どもも大人
も、「えがおになあれ」...そんな願いを
込めて、このコーナーを設けました。
(出雲市要保護児童対策地域協議会)

出雲市には約80名の子育てサポーターがあり、様々な形で子育て支援に関わっています。コミュニティセンター単位での各地区の子育て広場の開設、市の子育て支援センターでの見守りや支援、乳幼児の健診時や離乳食教室の手伝い、託児などに出かけ、あかちゃんから就学前の子どもとそのお母さんと触れ合いながら子育て支援に取り組んでいます。3年前からは、あかちゃん声かけ訪問もしています。あかちゃんが生まれて2か月から4か月くらいまでの間に訪問し、あかちゃんやお母さんの様子を聞いたり、市や地域での子育て支援情報をお知らせします。それによって、お母さんと子どもだけで家の中に込もりに、身近な所に子育ての見守りに、



離乳食教室での託児風景

応援団がいることを分かってもらうようにしています。子育てサポーターは、子育ての専門家ではありませんが、子育ての先輩としてお母さんたちの話を聞いたり、時には自分たちの子育て体験談を話したりなどしています。このような活動をする中で、子育てに不安を感じているお母さんやちょっと気になる親子に出会った時は、地区担当の保健師に連絡し、専門的なところから関わってもらうよう、連携をとっています。私たちは、いつでも子育て中の家庭の側にいて、安心して子育てができるように見守っています

要保護児童対策地域協議会は、子どもが健やかに育つよう社会のさまざまな機関が子育て中の家庭を見守り、必要に応じて支援し、児童虐待等のない社会を目指すために組織したものです。

出雲市自治基本条例の 原案を公表します

- 市では、市民が主役のまちづくりを進めていくため、出雲市自治基本条例の制定作業を進めています。
- このたび、市民懇話会から市長に提出された提言書を基に、有識者等の意見を伺いながら市が条例の原案を作成しました。
- 条例(原案)について、下記のとおりパブリックコメント(意見募集)を予定しています。
- 条例(原案)は、市ホームページに掲載するほか、パブリックコメントの実施にあわせて、市役所本庁・支所、コミュニティセンターなどで配布する予定です。広報いずも(3月号)では詳しい内容をお知らせします。

《条例原案の主な構成》

- 自治の原則〔市民参画、情報共有など〕
- 市民の権利・責務 ○事業者の役割
- 議会の責務 ○市長・市職員の責務
- 市政運営〔市政運営の基本原則、財政運営など〕
- 市民活動・地域コミュニティ活動
- 危機管理 ○住民投票
- 広域連携 ○条例の検証・見直し

自治基本条例は、市政運営やまちづくりの基本ルール、市民・議会・行政の基本的な役割、市政への市民参加のあり方などを定めるものです。この条例により、これからの出雲市のまちづくりの指針を明らかにし、持続的に市民・議会・行政が一体となってまちづくりを進めていこうと考えています。

「出雲市自治基本条例(原案)」パブリックコメント(意見募集)の予定

募集期間 2月10日(金)～3月12日(月)

提出方法 郵送・ファクス・電子メール等で、ご意見・住所・氏名を記入し、政策企画課へ提出してください。

▽郵 送：〒693-8530(住所不要) 出雲市役所 政策企画課
▽ファクス：0853-21-6729
▽電子メール：seisaku@city.izumo.shimane.jp
※電話・口頭でのご意見は受付できませんのでご了承ください。

提出先・おたずね 政策企画課 TEL 21-6612

条例原案について、みなさまのご意見をお寄せください。
寄せられたご意見につきましては、条例制定の参考にさせていただきます。